

AUN通信

A=安全運転管理者
U=運行管理者
N=ネットワーク

2023年12月から安全運転管理者による運転前後のアルコールチェックにアルコール検知器を用いることが義務化されます。

アルコールチェックは、2022年4月から既に実施されていますが、暫定措置として免除されていた「アルコール検知器」を使用した検査が本年12月1日から義務化されます。

- 運転前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無を確認するほか、アルコール検知器を使用して確認を行うこと
- 確認の記録(※)を1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること



※確認の記録

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法(対面でない場合は具体的方法等)
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項



現時点でアルコール検知器を入手できていない事業者の方は、速やかな入手に努めてください。

